

③教育の振興

■具体的な施策等

- 学校施設の防災機能強化等
- 学校が避難所となった際の対応の在り方について
- 避難場所として拠点となる学校等の防災機能の強化
- 幼稚園等の複合化・多機能化
- 被災した子ども達への就学支援
- 高校生修学支援基金の積み増し・延長
- 被災学生の修学機会確保のための授業料等減免
- （独）日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実
- 就職活動への支援
- 教職員配置の特例的な措置
- 被災した子ども達等の心のケア
- 復興教育の実施の支援
- 児童生徒等の心身の健全育成
- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業
- 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援について
- 地域とともにある学校づくりの推進
- 児童福祉施設等の復旧

学校施設の防災機能強化等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(i) <u>避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</u> また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災を踏まえた学校施設の整備について、平成 23 年7月に取りまとめ、都道府県教育委員会等に送付した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校耐震化や津波対策、避難所機能の充実、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。 ○ 津波等の被害により高台等へ移転をせざるを得ない公立学校の移転経費について、用地取得費も含め災害復旧事業として支援を行うこととした。 ○ 復興交付金の基幹事業として「公立学校施設整備費国庫負担事業、学校施設環境改善事業」を計上し、市町村等の復興計画等に基づいて実施される復興のための地域づくりに必要な学校施設の整備について支援を行うこととした。 ○ 津波により被害を受けた私立学校が高台等に移転する場合に、復興交付金の効果促進事業として、市町村が確保・整備した土地又は施設を私立学校が貸与を受けて教育活動の再開を可能とする仕組みを創設し支援を行うこととした。 ○ 学校の復興を計画する際の参考となるよう「学校からのまちづくり」を被災自治体に送付し、整備の手法として、学校施設の耐震化などの安全の確保、避難場所としての利用、学校施設と他の公共施設の複合化について示した。 ○ 東日本大震災において、学校施設が子供の命を守っただけではなく避難所としても機能したことを踏まえ、公立学校施設の安全性を確保するため、既存施設の補強や改築などの耐震化事業や、防災対策事業、また老朽化が著しく安全性に問題のある公立学校施設の老朽対策を実施している。(平成 23 年度当初予算:805 億円、平成 23 年度第1次補正予算:340 億円、平成 23 年度第3次補正予算:1,627 億円、平成 24 年度当初予算:1,246 億円、平成 24 年度予備費:730 億円、平成 24 年度補正予算:1,884 億円、平成 25 年度当初予算:1,271 億円)		

- 国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校(以下「国立大学法人等」という。)の施設については、これまで、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月26日文部科学大臣決定、平成23～27年度)に基づき、耐震化をはじめとする老朽施設の改善や附属病院の再開発整備及び防災機能強化等を、毎年度国立大学法人施設整備費等を措置することにより計画的・重点的に実施してきている。(平成23年度当初予算:437億円、平成23年度第3次補正予算:641億円、平成24年度当初予算:915億円、平成24年度予備費:467億円、平成24年度補正予算:1,235億円、平成25年度当初予算:593億円)
- 私立学校施設の防災機能の強化を図るために緊急に対応すべきものとして、学校施設の耐震化とともに、新たに非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫、自家発電設備等の防災機能強化のために必要な施設の整備を支援。さらに、耐震対策のための新たな長期低利融資制度の創設による支援を実施。また、私立学校施設の耐震改築のための利子助成による支援を実施。(平成23年度当初予算:52億円、23年度第3次補正予算:150億円、平成24年度当初予算:124億円)
 また、平成24年度補正予算からは、耐震改修等の補助対象事業を実施する学校に対する新たな長期低利融資制度を創設するとともに、実施設計費の上限の撤廃等の制度改正を実施。(平成24年度補正予算:119億円、平成25年度当初予算:124億円、25年度補正予算:30億円)
- 非構造部材の耐震点検・対策について、平成24年5月に文部科学省が設置した有識者会議において議論を行い、平成26年3月に「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究報告書」が取りまとめられた。また、特に致命的な事故が起りやすい屋内運動場等の天井等については、点検や対策の手法を具体的に示した「手引」や、対策の事例をまとめた「事例集」を示すことにより取組の加速化を図った。さらに、屋内運動場等の天井等の総点検と落下防止対策の実施を求める通知を国公立の学校設置者に対して発出し、特に国公立学校における、屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り平成25年度中に、遅くとも平成26年度までに完了するよう、また、平成27年度までの速やかな落下防止対策の完了を目指して取り組むよう教育委員会等に要請した。
- 学校施設の防災機能に関する実態調査(国立教育政策研究所文教施設研究センター)等を踏まえ、学校施設の防災機能の強化を図るよう都道府県教育委員会等に要請した。
- 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、平成26年3月に「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」をとりまとめ、基本的な考え方と計画・設計上の留意点を示した。

当面(今年度中)の取組み

- 引き続き、復興交付金等を活用し、被災市町村等の復興支援を実施する。
- 公立学校施設については、非構造部材も含めた耐震化の推進とともに防災機能の強化、老朽化対策を進めるため、地方公共団体が計画している事業について支援を実施。(平成25年度補正予算:1,506億円、平成26年度当初予算:1,271億円)
- 国立大学法人等施設については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平

成 23 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、平成 23～27 年度)に基づき、耐震化をはじめとする老朽施設の改善等を推進する。(平成 25 年度補正予算:471 億円、平成 26 年度当初予算:550 億円)

- 私立学校施設の耐震化など防災機能強化を促進するため、引き続き校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備を支援するとともに、耐震対策のための長期低利融資制度による支援を実施。さらに、平成 26 年度予算においては、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強工事を行うことが困難な建物に対する耐震改築(建替え)事業を新たに創設。(平成 26 年度当初予算:123 億円、うち耐震改築予算:60 億円)
- 緊急提言(平成 23 年 7 月取りまとめ)後に得られた新たな情報や知見を今後の学校施設の整備方策に活かす必要があることから、今後の学校施設の安全対策や防災機能の在り方等について、更なる検討を実施する。

中・長期的(3 年程度)取組み

- 引き続き、復興交付金等を活用し、被災市町村等の復興支援を実施する。
- 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(平成 18 年 4 月 24 日文部科学省告示第 61 号、平成 23 年 5 月 24 日最終改正)に基づき、引き続き、公立学校施設の非構造部材を含めた耐震化や防災機能の強化をはじめとした施設整備を推進する。
- 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成 23 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、平成 23～27 年度)に基づき、国立大学法人等施設の非構造部材も含めた耐震化をはじめとする老朽施設の改善等を推進する。
- 引き続き、私立学校施設の耐震化や防災機能強化を推進し、早期の耐震化完了を目指し、継続的に支援していく。

期待される効果・達成すべき目標

- 大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知するとともに必要となる学校施設の整備に対する支援により、被災地の復旧・復興及び学校施設の安全性・防災機能の強化の促進を図ることを目的としている。
- 目標:平成 27 年度までのできるだけ早い時期に公立学校施設の耐震化を完了させる。
耐震化率(見込み)
・平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算執行後:約 96%
目標:公立学校施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について平成 27 年度までの速やかな完了を目指す。
- 目標:平成 27 年度までに国立大学法人等施設の耐震化を完了させる。
耐震化率(見込み)
・平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算執行後:約 96%
目標:平成 27 年度までに国立学校施設における屋内運動場等の天井等落下防止対策を完了させる。
- 私立学校施設の耐震化については、国公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。
耐震化率(見込み)

・平成 25 年度補正予算執行後:約 85%(大学等)、約 80%(高校等) ・平成 26 年度当初予算執行後:約 86%(大学等)、約 82%(高校等) ○ 目標:公立学校施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について平成 27 年度までの速やかな完了を目指す。
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況
○ 公立学校施設整備事業 ・平成 25 年度補正予算 :1,506 億円(うち復興特別会計:630 億円) ・平成 26 年度当初予算 :1,271 億円(うち復興特別会計:626 億円) ○ 国立大学法人等施設整備事業 ・平成 25 年度補正予算 :471 億円 ・平成 26 年度当初予算 :550 億円(うち復興特別会計:63 億円) ○ 私立学校施設の耐震化促進事業 ・平成 25 年度補正予算 :30 億円 ・平成 26 年度当初予算 :123 億円(うち復興特別会計 50 億円) ○ 公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、施設特性や地域特性等を踏まえた効果的・効率的な対策手法等の開発を行う「天井等落下防止対策加速化のための先導的開発事業」を地方公共団体への委託事業として実施。 ・平成 25 年度当初予算 :2億円(新規))

学校が避難所となった際の対応の在り方について		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(i) <u>避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。</u> また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災が発生した際、被災地の学校の校長はどのような対応を行い、避難所としての学校はどのような役割や機能を果たしたのか、震災直後における対応等を記録として蓄積し、今後の学校運営の在り方を考えるための示唆とするために「震災時における学校対応の在り方に関する調査研究」を委託し、成果発表として「震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム～平素からの学校と地域の関係づくりが子どもたちを守り、地域を守ることにつながる～」を実施。 ○ 「学校の防災機能」強化に向けた支援策の一つとして、避難所協力に関する教職員の協力体制の整備等について記載した「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を作成・公表し、全学校に配布。 ○ 平成 25 年3月に全国の学校等に配布した参考資料「生きる力を育む防災教育の展開」において、「避難所の開設や運営の協力・支援」について記述し、平常時からの地域との連携等を促している。 ○ 防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及等を行う「実践的防災教育総合支援事業」において、避難所運営補助等の地域における共助活動に関する取組を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 文部科学省主催研修や広報誌、教育委員会関係団体主催研修等を通じて、教育委員会や学校関係者に、学校が避難所となった際の対応の在り方に関する課題・教訓を周知。 ○ 「学校防災マニュアル」「生きる力を育む防災教育の展開」等の活用を各種研修会や会議等で促し、平常時からの地域との連携の充実を図るとともに、「実践的防災教育総合支援事業」において、避難所運営補助等の地域における共助活動に関する取組を実施。		

- 日頃からの学校と地域との関係づくりが、学校が避難所となった際のスムーズな避難所運営体制に寄与することから、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の設置等、地域とともにある学校づくりをさらに推進し、学校と地域との関係構築を促進。

中・長期的(3年程度)取組み

- 引き続き、東日本大震災で避難所となった学校でどのような対応がなされたか等を周知し、関係者の取組を促す。

期待される効果・達成すべき目標

- 学校が避難所となった場合、各教育委員会及び学校が防災担当部局や地域と連携協力して避難所の運営を支援できるようにすることに資する。

平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況

- ・地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入の促進や、取組の充実のための実践研究等を実施予定。(平成 26 年度当初予算:174 百万円)
- ・学校支援地域本部等の取組を「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」において推進。(平成 26 年度予算:3,814 百万円の内数)
- ・学校における防災教育の手法の開発・普及のため、「実践的防災教育総合支援事業」を実施予定。(平成 26 年度当初予算:122 百万円)

避難場所として拠点となる学校等の防災機能の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月日
目	(i) <u>避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。</u>その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。 また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年 6 月より審議をはじめた「中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」において、取りまとめられた、「これまでの意見のまとめ」(9 月 12 日)において、国立青少年教育施設が、「多数の被災者の受け入れやボランティアの拠点として機能する等、被災地の支援に重要な役割を果たした」ことを踏まえて、「青少年教育施設を防災拠点として機能強化を図る必要がある」との指摘がなされた。 ○ これを踏まえた「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成 25 年 1 月)においても、国立青少年教育施設が、多数の被災者の受け入れや「自衛隊員の休息基地として対応するなど、被災地支援において重要な役割を果たした」ことを踏まえて、「青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある」との提言が行われた。 ○ (独)国立青少年教育振興機構では、平成 23 年度にボランティアコーディネーター研修を実施するとともに、震災ボランティアに関心がある学生や青年を対象にした「緊急青年ボランティアミーティング」及びそのフォローアップのための「東日本大震災青年ボランティアフォローミーティング」を開催する等、ソフト面からの防災機能強化を図った。 ○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災により被災した国立青少年教育施設について、学校や青少年団体をはじめとする利用者の安全を確保することを目的とした災害復旧事業を行うために必要な経費を計上(292 百万円)。 ○ 防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、テント生活や火起こし等の体験的な防災教育プログラムを実施するとともに、その成果の普及を行う「防災キャンプ推進事業」を実施(平成 24 年度:14 道府県 1 政令指定都市、25 年度:16 道府県)。		

当面(今年度中)の取組み
○ 防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、関係機関と連携を図りつつ、地域住民等の協力を得ながら、学校等を会場とした防災教育プログラムを実施するとともに、その成果の普及を行う「防災キャンプ推進事業」を引き続き実施。
中・長期的(3年程度)取組み
○ 「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」の内容及び東日本大震災における対応状況等を踏まえ検討を行う。
期待される効果・達成すべき目標
○ 平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊飯といった非常時の生活を想定した体験的な防災教育を実施することで、非常時にも臨機応変に判断し、迅速な行動をとることができるようになる。 ○ また、行政・民間企業・地域住民等が連携して取り組むことにより、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆づくりに繋がる。 ○ さらに、モデル事業を通じて得られた成果を全国的に普及し、体験的な防災教育が全国的に行われることを目指す。
平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況
・防災キャンプ推進事業 平成26年度当初予算 13,813千円

幼稚園等の複合化・多機能化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い／③教育の振興	作成年月
目	①(ⅴ) <u>子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取り組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。</u> こうした考え方に基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。 ③(ⅰ) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。 <u>また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての再開を支援する。</u>	平成 26 年 4 月
これまでの取り組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する(1,810 百万円、安心こども基金の積み増し(文部科学省分))とともに、安心こども基金の期限を平成 24 年度まで延長した。また、復興交付金にも予算措置。 ○ 復興交付金には、基幹事業の対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業とした。		

○ 平成 23 年度中に、希望する各県に対し必要な経費を交付(安心こども基金に積み増し。18 億円全額交付済)。 ○ また、復興交付金の基幹事業としても採択実績有。 ○ 安心こども基金の実施期限について、平成 24 年度において平成 25 年度まで延長するとともに、平成 26 年度当初において、当年度末まで延長した。
当面(今年度中)の取組み
○ 平成 23 年度において、平成 24 年度までに必要な経費を交付したところであるが、平成 25 年度までに事業が完了していない幼稚園等について、継続して事業を行う。
中・長期的(3 年程度)取組み
○ 平成 23 年度第3次補正予算に係る上記安心こども基金について、平成 26 年度まで期限を延長したほか、復興交付金の基幹事業としても継続して実施する。
期待される効果・達成すべき目標
○ 被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況
該当無し(平成 23 年度第3次補正予算において平成 23 年度、平成 24 年度分の経費を措置し、安心こども基金に積み増しし、平成 26 年度も継続実施(子育て支援対策臨時特例交付金 1,810 百万円))

被災した子供達への就学支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、 <u>経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。</u>	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度補正予算において、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を創設し、被災した幼児児童生徒の就学を幅広く支援。また、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成 26 年度までに必要な就学支援を行うことができるよう、所要の経費(約 411 億円・全額国庫負担)を措置。 各都道府県において基金を設け、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する事業、小中学生に対する学用品費や通学費などを支援する事業、高校生に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を支援する事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業に必要な経費を措置している。 なお、平成 26 年度予算において、平成 26 年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費(約 33 億円)を措置。 ○ 平成 23 年6月 30 日付けで、被災した幼児児童生徒に対し、民間団体や地方公共団体等が実施する奨学金事業等が積極的に活用されるよう、文部科学省ホームページ「子どもの学び支援ポータルサイト」内に「奨学金関連情報」ページを特設し、奨学金関連情報一覧を掲載。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 26 年度においても引き続き、被災地等の要望を踏まえ、切れ目のない就学支援を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、被災地等の要望を踏まえ、切れ目のない就学支援を行う。		

期待される効果・達成すべき目標
○ 被災した幼児児童生徒の就学を幅広く支援することにより教育の機会均等に資する。「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は事業の実施主体である都道府県に設置した基金を活用することにより、被災地等の状況に応じた柔軟な執行が可能となるなどの効果が期待できる。
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」
○ 平成 26 年度予算において、平成 26 年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費(約 33 億円)を措置。

高校生修学支援基金の積み増し・延長		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、 <u>経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。</u> また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 当時の経済状況の悪化を受け、経済的理由にかかわらず高等学校等生徒が学業を継続できるよう、21 年度第1次補正予算により、都道府県が授業料減免補助(私立)や奨学金事業を実施するための高校生修学支援基金を設置するための資金(3年分)を交付(486億円)。また、震災及び円高等の影響により、私立高等学校等生徒の家計は現在も困難な状況にあることから、26 年度までの延長・積み増し(23 年度第3次補正予算:189 億円、25 年度補正予算:198 億円)。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、高校生修学支援基金による支援を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 高校生修学支援基金による支援を実施(平成 26 年度まで)		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 本基金を活用することにより、経済的理由により修学が困難となった高等学校等生徒の教育機会の確保に資する。		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金 19,809 百万円 (平成 25 年度補正予算において平成 26 年度までの不足する経費を措置)		

被災学生の修学機会確保のための授業料等減免		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) <u>今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。</u>	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 学生の被災状況調査の結果等に基づき、被災した学生が在学する国立大学に対する国立大学法人運営費交付金を 1,766 百万円追加措置。(平成 23 年度第1次補正予算:761 百万円、第3次補正予算:1,005 百万円(対象人数:約 2,900 人)) 引き続き被災した学生が在学する国立大学に対する国立大学法人運営費交付金を措置。(平成 24 年度 支援額:1,413 百万円、対象人数:約 2,300 人 平成 25 年度 支援額:1,061 百万円、対象人数:約 1,700 人) ○ 私立大学に対する私立大学等経常費補助において 6,072 百万円を追加措置。(対象人数:約 18,700 人) 平成 25 年度は、引き続き私立大学に対する私立大学等経常費補助を 5,017 百万円措置。(対象人数:約 15,700 人) ○ 国立高等専門学校機構運営費交付金を 80 百万円追加措置。(平成 23 年度第1次補正予算:16 百万円、第3次補正予算:66 百万円(対象人数:約 680 人)) 平成 24 年度は、国立高等専門学校機構運営費交付金を 68 百万円措置。(対象人数:約 440 人) 平成 25 年度は、国立高等専門学校機構運営費交付金を 51 百万円措置。(対象人数:約 330 人)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 被災した国立大学学生の修学機会を引き続き確保するため、平成 26 年度当初予算において、国立大学法人運営費交付金に 705 百万円を計上。(対象人数:約 1,100 人) ○ 被災した私立大学学生の修学機会を引き続き確保するため、平成 26 年度当初予算において、私立大学等経常費補助に 3,494 百万円を計上。(対象人数:約 10,600 人) ○ 被災した国立高等専門学校学生の修学機会を引き続き確保するため、平成 26 年度当初予算において、国立高等専門学校機構運営費交付金に 33 百万円を計上。(対象人数:約 200 人)		

中・長期的(3年程度)取組み
○ 被災した学生の修学機会を確保するため、必要な支援を引き続き実施。
期待される効果・達成すべき目標
○ 被災した学生で学ぶ意欲のある者が経済的理由により修学を断念することがないよう、各大学等が行う授業料等減免に対する支援を行うことで、学生の修学機会を確保することが可能。
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況
・被災学生に対する授業料等減免(国立大学法人運営費交付金) 平成 26 年度当初予算 705 百万円【復興特会】 ・私立大学等経常費補助(特別補助)平成 26 年度当初予算 3,494 百万円【復興特会】 ・被災学生に対する授業料等減免(独立行政法人国立高等専門学校運営費交付金) 平成 26 年度当初予算 33 百万円【復興特会】

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) <u>今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。</u>	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ (独)日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、被災した世帯の学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、無利子奨学金を貸与。(平成 23 年度第 1 次補正:35 億円、平成 24 年度復興特別会計:38 億円、平成 25 年度復興特別会計:71 億円)。 ○ 平成 24 年度から、家計の厳しい世帯の学生等を対象に、卒業後、一定の収入(年収 300 万円)を得るまでの間、返還期限を猶予する「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入し、平成 25 年度において、この制度を充実させるため、奨学金の返還額が卒業後の所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の構築に向けた検討、準備を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 低所得世帯の学生等へ無利子奨学金を貸与するため、貸与人員を2万6千人増員し、45万2千人の学生等へ無利子奨学金を貸与する。 ○ 延滞金賦課率の 10%から5%への引き下げ、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から 10 年への延長、返還期限猶予制度等の適用基準の緩和、延滞者への返還期限猶予制度の適用を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を一層講じる。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、大学等奨学金事業を引き続き実施。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 意欲と能力がある被災した世帯の学生等が経済的困窮のために大学進学等をあきらめることがないよう、大学等奨学金事業を実施することで、学生等の修学機会を確保することが可能。		

「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」

・(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業

平成 26 年度当初予算:939 億円(一般会計)・68 億円(復興特会)

◇事業費：

無利子奨学金 3,068 億円 (156 億円増)

＜有利子奨学金 8,677 億円 (393 億円減)＞

◇貸与人員：

無利子奨学金 45 万 2 千人(2 万 6 千人増(うち新規増 1 万 2 千人))

[被災学生等 1 万人を含む 【復興特会】]

＜有利子奨学金 101 万 7 千人(6 万人減)＞

就職活動への支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 高等学校に、進路指導主事等と連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置。 ○ 大学等に対し、震災の影響による採用内定取消しの状況把握及び、就職活動中の学生・生徒への一層の就職支援への配慮を通知。 ○ 文部科学大臣・厚生労働大臣の連名で、主要経済団体(258 団体)等に対し、震災の影響を受けた学生・生徒への配慮を要請。 ○ 学生等震災特別相談窓口・震災特別相談窓口の設置(厚労省の施策)について、学生・生徒に周知するよう各大学や都道府県教育委員会等に依頼。 ○ 学生・留学生課長、児童生徒課長、生涯学習推進課長の連名で、厚生労働省と連携し、被災した学生・生徒に対して、首都圏で就職活動するための宿泊施設(オリンピックセンター等)の無償提供を行うこととし、その利用方法について通知。 ○ 当初、平成 24 年 3 月末までとしていた宿泊施設の無償提供を平成 25 年 3 月末まで 1 年延長し、文部科学大臣政務官名で関係機関に通知。 ○ 厚生労働大臣・文部科学大臣の連名で、経済団体(257 団体)等に対し、来春卒業予定の被災県の高校生の求人を確保することや、大学生等についても厳しい就職環境にあることから採用枠を拡大すること等に関する要請書を発出するとともに、主要な経済団体 3 団体を両省の政務官が直接訪問し要請。 ○ 首都圏をはじめとする全国の各教育委員会に対し、被災高校生の厳しい就職状況に対する理解や各教育委員会に対応可能な協力を依頼。 ○ 平成 23 年度補正予算、平成 24 及び 25 年度予算において、若年者の就職支援の経験を有する者や地域産業界の事情に精通する者等を、緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う経費を措置。(「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」平成 23 年度補正予算:3,366 百万円の内数、平成 24 年度予算:4,702 百万円の内数、平成 25 年度予算:3,913 百万円の内数) (参考)平成26年3月高等学校卒業者の就職内定率は以下のとおりとなっており、い		

ずれも前年同期を上回っている。 ・ 全国 96.6%(前年同期比 0.8 ポイント増) ・ 岩手県 99.1%(前年同期比 1.2 ポイント増) ・ 宮城県 98.6%(前年同期比 0.1 ポイント増) ・ 福島県 98.8%(前年同期比 0.3 ポイント増)	
当面(今年度中)の取組み	
○ 引き続き経済界、大学、関係省庁と連携し、被災した学生・生徒に対する就職支援を図る。 ○ 引き続き、若年者の就職支援の経験を有する者や地域産業界の事情に精通する者等を、緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う。	
中・長期的(3 年程度)取組み	
○ 平成 26 年度においても引き続き経済界、大学、関係省庁と連携し、被災した学生・生徒に対する就職支援を図る。 ○ 平成 26 年度においても引き続き、若年者の就職支援の経験を有する者や地域産業界の事情に精通する者等を、緊急進路指導員として被災地域の高等学校等へ配置すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う。	
期待される効果・達成すべき目標	
○ 被災した学生・生徒に対する就職支援の強化により、被災地の学生・生徒の就職率の向上が期待される。	
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況	
・緊急進路指導員を被災地域の高等学校等へ配置すること等により、高校生への進路指導・就職支援を行う経費を措置(「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」平成 26 年度当初予算:3,709 百万円の内数【復興特別会計、全額国庫負担】)	

教職員配置の特例的な措置		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) <u>地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。</u>	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 教職員の配置については、被災により心のケアが必要な児童生徒や学習の遅れがある児童生徒の支援等への対応のため、被災県等からの申請に基づき、平成 23 年度以降、各年度約 1,000 人ずつの加配措置を実施。 平成 25 年度においては、合計 1,069 名（義務教育諸学校：986 名、高等学校：83 名）の加配措置を実施。		
当面（今年度中）の取組み		
○ 継続的な定数措置を求める被災県等からの強い要望、被災児童生徒一人一人に寄り添った学習支援や教育相談の充実、被災校等における地域連携や防災教育の拠点としての役割の強化等に対応するため、平成 26 年度当初予算において、東日本大震災により被災した児童生徒の学習支援等のため、1,000 名（前年同）の教職員定数措置を計上。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 引き続き、被災県等からの具体的なニーズを踏まえて教職員加配措置を行う。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災県等に対する教職員の加配措置により、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対して、学習指導面や生活指導面のきめ細やかな対応が可能。被災した児童生徒が学習面や生活面での支障なく、安心して学校生活を送ることができるようにすることが目標。		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
・東日本大震災にかかる教育復興支援のため加配定数措置 2,146 百万円（平成 26 年度当初予算）		

被災した子ども達等の心のケア		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) <u>地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。</u> また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 被災した幼児児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助などに対応するため、平成 23 年度補正予算、平成 24 年度予算及び平成 25 年度予算において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(平成 23 年度補正予算:3,366 百万円、全額国庫負担、平成 24 年度予算:4,702 百万円、全額国庫負担、復興特別会計、平成 25 年度予算:3,913 百万円、全額国庫負担、復興特別会計)を措置。本事業を活用して、岩手県、宮城県、福島県において、737 名のスクールカウンセラーを派遣(平成 24 年度実績)。平成 24 年度からは、生徒指導の経験や知識の豊富なアドバイザー等の配置や電話相談体制の整備が可能となるよう、事業を拡大するとともに、引き続き、被災地等の要望を踏まえ、学校等へのスクールカウンセラー等の派遣を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 26 年度においても、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助などに対応するため、平成 26 年度当初予算において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(平成 26 年度当初予算:3,709 百万円、全額国庫負担、復興特別会計)を措置。引き続き、被災地等の要望を踏まえ、学校等へのスクールカウンセラー等の派遣を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 震災の影響により心のケアを必要とする幼児児童生徒等の増加が懸念されることから、引き続き、被災地等の要望を踏まえ、切れ目のない支援に取り組む。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ スクールカウンセラー等が学校等に派遣されることにより、幼児児童生徒や教職員等の心のケアの充実が図られる。		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
・緊急スクールカウンセラー等派遣事業 3,709 百万円(平成 26 年度当初予算、復興特別会計、全額国庫負担)		

復興教育の実施の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) <u>地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。</u>	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 被災地では、NPO、大学等の多様な主体が復興に向けた教育支援を積極的に行っている。平成 23 年度は、54 団体を採択(平成 23 年度第3次補正予算)、平成 24 年度は 16 団体を採択(平成 24 年度予算、平成 23 年度第3次補正予算)、平成 25 年度は 20 団体を採択(平成 25 年度予算)し、被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や、今後必要となるカリキュラムや教育プログラムの作成を支援。(平成 23 年度補正予算3億円、平成 24 年度予算 5,500 万円、平成 25 年度予算 9,500 万円)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 26 年度当初予算にも、自治体や大学、NPO 等の教育活動を支援するための経費を計上(50 百万円)。引き続き、特色ある教育支援の取組などを支援するとともに、各団体の取組状況やその成果をホームページ等において広報することを検討。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 本事業の取組成果を広報することにより、東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための復興教育の先駆的なモデルを構築することを目指す。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 本事業は、NPO、大学等が行う復興に向けた教育支援の取組を支援するものであり、支援した団体による取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた復興教育の全国的な普及促進を図る。		
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」		
・復興教育支援事業 50 百万円(平成 26 年度当初予算【復興特会】)		

児童生徒等の心身の健全育成		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
【心のケア対策】 ○平成24年5月、東日本大震災の被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、調査結果の一部を基に、震災で心に傷を受けた子どもたちの心のケアをテーマとしたシンポジウムを開催した。(8月仙台 11月東京)また、平成25年度には、「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」の調査報告書を都道府県教育委員会等に配布するとともに、この調査結果も踏まえた研修会等を開催した。さらに、心のケアに関する教職員向けの指導参考資料を新たに作成し、全国の教育委員会や学校に配布した。 【医師・スポーツトレーナー等派遣】 ○平成24年度分の委託事業として、医師やスポーツトレーナー等を各学校等に派遣し、ストレス解消と生活習慣の見直しを考える講話や実技等を実施した。(福島県、北海道、栃木県、千葉県、富山県、愛媛県、仙台市)。平成25年度は、特に放射線の影響による健康不安が大きい福島県に対象を限定し、同様の事業を実施した。 【子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための機会の提供について】 ○文部科学省及び(独)国立青少年教育振興機構の共催により、子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュを図るため、外遊び・スポーツや自然体験活動を行う機会を提供するリフレッシュキャンプを、福島県内にある国立那須甲子青少年自然の家及び国立磐梯青少年交流の家において実施 ○参加者アンケートにより子供たちの心身の状況にかなりの改善がみられたことを踏まえ、(独)国立青少年教育振興機構において、引き続き、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを実施している(平成 23 年7月から 26 年3月までに計 210 回、延べ 22,705 名が参加)。実施にあたっては、複数の民間企業の協賛を得た。		

当面(今年度中)の取組み
【子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための機会の提供について】 ○引き続き、(独)国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを実施予定(計 44 回約 3,800 人参加予定)。 ○福島県の子供たちを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。
中・長期的(3 年程度)取組み
「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」の内容等を踏まえ、被災した子供たち等に対する、自然体験活動等を通じた支援について検討。
期待される効果・達成すべき目標
【子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るための機会の提供について】 ○一定期間、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等の機会を提供すること等により、東日本大震災被災地の児童生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図る。
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況
・福島県の子供たちを対象する自然体験・交流活動支援事業 324 百万円【復興特会】 (独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金の内数)

福島県双葉郡中高一貫校設置事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iii) 地域との連携を深めながら被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門化を活用する。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○平成 26 年度予算において、標記事業を実施するために必要な予算を措置。		
当面(今年度中)の取組み		
○平成 27 年4月の高校部分の開校に向け、教育活動に必要となる施設整備に要する経費や机、椅子、電子黒板、書籍等の設備・備品を整備するための補助金を交付する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○平成 25 年7月 31 日、福島県双葉郡教育復興に関する協議会により策定された「福島県双葉郡教育復興ビジョン」を踏まえ、27 年度以後新校舎の建設を開始し、31 年度から新設校舎が供用開始予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
○厳しい未来を切り拓く「強さ」を持った人材を育成するとともに避難している子どもたちの受け皿を整備。		
平成 25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況		
○平成 26 年度当初予算 331,282 千円		

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援について		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子供の学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。	平成 26 年4月
これまでの取組み		
○ 地域教育コーディネーター等による地域の学びやスポーツの場の提供を通じ、放課後や週末等の児童生徒の学習支援や、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化、地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を平成 23 年度第3次補正予算及び平成 24 年度予算により推進。平成 25 年度は、岩手県・宮城県・福島県を中心とした被災地及び当該地域から避難した被災者を対象に実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 26 年度も、引き続き同事業を推進し、被災地の要望を踏まえつつ、取組の一層の充実を図る。昨年度は福島県で実施したが、今年度も県境を越えたコーディネーターの方々との交流の場をつくり、情報共有や更なるネットワーク化に向けても引き続き取組予定。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 同事業については、被災地の要望を踏まえつつ引き続き推進し、学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力の育成や、住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生を図る。また、事業自体の必要性は高いことから、適正な執行に努めていく予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地の自立的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくりやコミュニケーションの場づくりが進められ、地域の具体的な課題解決やコミュニティの人間関係の活性化を期待。		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 平成 26 年度当初予算 1,200,231 千円		

地域とともにある学校づくりの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③教育の振興	作成年月
目	(iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子どもの学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 地域住民が主体的に学校づくりに参画し、地域コミュニティ再生のための場づくりやコミュニケーションの場づくりを推進することにより、学校を中心とした地域のつながりや絆(地域コミュニティ)をつなぐ「地域とともにある学校づくり」を促進。 ○ このため、「地域とともにある学校づくり推進協議会」を平成 23 年度は全国6箇所で開催(札幌、三重、熊本、広島、新潟、横浜)、平成 24 年度は全国7箇所で開催(仙台、埼玉、大阪、鹿児島、高知、福島、東京)。平成25年度は「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」を全国8箇所で開催(静岡、京都、愛媛、大分、栃木、富山、青森、東京) ○ コミュニティ・スクール制度等についての説明会を全国の市区町村で実施(平成 23 年度は計 28 箇所、平成 24 年度は計 53 箇所で開催、平成 25 年度は計 67 箇所で開催)。 ○ コミュニティ・スクールの導入の促進や、取組の充実のための実践研究等も実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」を全国4会場で開催予定(山口、宮崎、岐阜、東京)。また、コミュニティ・スクール制度等についての説明会を全国の市区町村で実施予定(計 30 箇所)。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ ネットワーク化と幅広い普及 ・「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携し、コミュニティ・スクール運動のネットワーク化の促進及び地域の方々等への積極的なPR。 ・コミュニティ・スクールの導入促進に向けた「コミュニティ・スクール推進員(CS マイスター)」の仕組みの構築と活用による普及・啓発。 ○ コミュニティ・スクールの多様性と裾野の拡大 ・地域の独自性を発揮した多様なコミュニティ・スクール等の全国的な状況把握と好事例の収集・普及・啓発。 ・学校支援地域本部、放課後子ども教室等の推進と組み合わせたコミュニティ・スクー		

ルの設置促進。 ○魅力（インセンティブ）の提供 ・コミュニティ・スクールの運営に必要となる教職員の加配、運営費の措置等の財政面での支援。 ・コミュニティ・スクールの先進的な好事例を収集・普及するための調査研究事業（熟議、協働、マネジメント）の実施。 ○震災復興対応 ・被災地域における学校と地域が一体となった運営体制の構築の支援。
期待される効果・達成すべき目標
○平成24年から平成28年の5年間で、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割（約3,000校）まで拡大。今後、すべての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。
「平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況」
・地域とともにある学校づくりの推進（コミュニティ・スクール等） 【平成26年度当初予算：174百万円】 地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入の促進や、取組の充実のための実践研究等を実施予定。 ・コミュニティ・スクール導入に関する実践研究 ・コミュニティ・スクールの熟議と協働の充実に関する実践研究 ・コミュニティ・スクールのマネジメント力の強化に関する実践研究 ・学校運営協議会制度の発展に関する調査研究 ・コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）派遣事業 ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム等の開催

児童福祉施設等の復旧		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月
目	(i)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度一次、二次及び三次補正において、小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等、被災した児童福祉施設等の復旧を支援するために必要な経費を措置。(118 億円) ○ 平成 23 年度三次補正において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援するための経費を措置。(安心こども基金の積み増し(厚生労働省分 16 億円)・復興交付金) ○ 平成 24 年度において、災害復旧費について平成 23 年度より 101 億円繰り越し。 ○ 平成 25 年度当初及び補正予算において、被災した児童福祉施設等の復旧を支援するために、東日本大震災復興特別会計に必要な経費を措置。(10 億円)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援(安心こども基金・復興交付金)。 ○ 保育所等の復旧等、被災した児童福祉施設等の復旧を支援。(6億円)		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 関係者の意向を踏まえ、子どもと子育て家庭に良質な生育環境を保障するための先駆的な取組に対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みの構築。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 子育て関係施設の複合化、多機能化を支援することで、被災地の子どもや子育てを総合的・一体的に支える基盤の整備・強化		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
○ 26 年度において東日本大震災復興特別会計に災害復旧費を6億円計上。		